

令和6年度 観光庁「特別体験事業」

特別体験の提供によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業の運営業務

委託事業者 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名称

特別体験の提供によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業の運営業務（以下、本業務）

2. 背景・業務目的

（一財）神戸観光局（以下、当局）は、訪日インバウンド者数を増やすため、富裕層をターゲットとしたインバウンド誘客のキラコンテンツを造成/販売し、インバウンド誘客促進を狙う事とする。

本事業では、世界最高級と称される神戸ビーフの実際の生産現場を見て、学び、味わい尽くす特別ツアー（コンテンツ造成済：別紙参照）を実施することで、神戸ビーフや灘の日本酒への理解・関心が深まり、持続可能な観光につなげることを目的とする。

主な事業内容は次のとおりである。

①徹底した防疫対策を施した上で、これまで秘密のベールに包まれていた神戸ビーフ牧場（神戸市立六甲山牧場）を見学可能に。

②神戸港の夜景を望む通常非公開の部屋で、鉄板焼シェフによる歴史・解説を聞きながら、神戸ビーフディナーを灘五郷の日本酒との特別なペアリングとともに提供

③本邦初公開、地元で古くから親しまれているB級グルメ「神戸ビーフ餃子」の歴史を紐解く。

※神戸ビーフとは、兵庫県で生まれ育った純血の但馬牛の中でも厳しい基準を満たした牛肉のことである

3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

4. 契約上限金額

12,000,000 円（税込）

5. 応募資格

下記要件をすべて満たすこと（法人、個人は問わない）。

- ・ これまでに本事業と同種または関連する活動実績があること
- ・ 本邦内に活動拠点を有し、当件について対応できるスタッフが常駐していること
- ・ 日本語および現地の公用語により業務上の交渉が可能な語学力を有していること
- ・ 連絡体制が整い、迅速なやりとりが可能であること
- ・ 守秘義務を遵守できること
- ・ 会社更生法および民事再生法等による手続きをしている団体でないこと
- ・ 過去に禁固以上の刑に処せられたものでないこと
- ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと
- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- ・ 国税および地方税を滞納していないものであること

- ・銀行取引停止処分を受けていないこと

6. スケジュール(予定)

令和6年

7月11日(木)	公募開始(ホームページ上にて募集要項配布)
7月11日(木)~17日(水)	質問受付
7月17日(水)	公募内容一部修正・(再)質問受付
7月19日(金)	質問受付締切日
7月25日(木)	質問内容回答(順次)
8月1日(木)	企画提案書 提出締切 (午後5時必着)
8月上旬	書類による1次審査
8月中旬	プレゼンテーション、契約締結候補者決定
8月中旬(予定)	契約締結

7. 応募方法等

(1) 募集要項について

- ① 募集要項等の公表、各書類の交付
令和6年7月11日(木)から
- ② 交付場所
一般財団法人 神戸観光局ホームページ内に記載

(2) 質問及び回答

- ① 質問がある場合は、質問書(様式第1号)に必要事項を記載し、電子メールにて送信すること
(電話・FAXによる受付は行わない。)

■電子メールの件名：
令和6年度 観光庁「特別体験事業」運營業務質問／事業者名
■質問書送付先：北村 futoshi_kitamura@kcva.or.jp
松浦 nanako_matsuura@kcva.or.jp
*連名でお願いします
■質問受付期間：令和6年7月17日(水) 17時まで

(3) 提出書類

- ・参加申請書(様式第2号)
- ・企画提案書(様式自由)
企画提案書の書式はA4(横)版とし、表紙、目次を除き10ページ以内とする。タイトルは「令和6年度観光庁「特別体験事業」特別体験の提供によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業の運營業務」とし、別紙仕様書を十分理解したうえで作成すること。
- ・見積書(様式自由)

(4) 提出方法と提出体裁

以下メールアドレスあてに電子メールで送付すること。送付の際は、件名を「令和6年度 観光庁「特別体験事業」運營業務 応募／事業者名」とし、各書類についてはPDFファイルとすること。紙面の郵送は

不要。

メールアドレス：(北村) futoshi_kitamura@kcva.or.jp (松浦) nanako_matsuura@kcva.or.jp

(5) 提出期限 (PDF ファイル送付期限)

令和6年8月1日(木) 午後5時 必着

(6) 応募に関する留意事項

- ・企画提案書の作成、提出等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- ・企画提案書等、すべての提出書類は返却しない。なお、これらの書類は、当事業の委託先の選考に関する目的以外には使用しない。
- ・応募書類の提出後の差し替えは認めない(但し、委託者が補正等を求める場合は除く)。
- ・提出期限以降に提出された応募書類については、受理せず無効とする。
- ・企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出するものとする。
- ・書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時に限る。

8. 提案の審査・選定方法

(1) 審査方法

受託候補者の選定は、以下の評価項目に基づき、提出書類による一次審査、プレゼンテーションによる二次審査にて行う。プレゼンテーションの形式は対面、またはオンラインとする。審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けない。

(2) 評価項目

- ① 応募者の受託適正(同種業務の実績等)【10点】
- ② 提案内容の有効性(提案内容の具体性・妥当性・独自性・実効性等)【50点】
- ③ 提案内容の実現性(実施体制・スケジュール等)【30点】
- ④ 見積(提案価格、経費内訳の妥当性)【10点】

※ 同点の場合は、「②提案内容の有効性」の点数が最も高い応募者を受託候補者として決定する。

(3) ヒアリング

必要と判断した場合には、応募者に電話や電子メール等でのヒアリングを行う場合がある。
また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 審査結果の通知

各応募者に電子メールにより通知する。

9. 契約の締結等

- (1) 受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、仕様書及び企画提案書に基づき細部について協議したうえで、神戸市所定の「委託契約約款」を準用し、委託契約を締結する。
- (2) 受託候補者が応募資格を満たしていないことが分かったとき、失格行為のあったことが分かったとき、その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があったときなどの場合は、次点者が受託候補者になることがある。

10. その他

- (1) 応募申込書に記載された内容に虚偽があった場合には、契約をしないことがある他、委託者が被る被害について賠償を請求することがある。
- (2) 提出された資料に記載される個人情報については、本選考に関する目的以外では使用しない。
- (3) 本要領に記載の月日、時間はすべて日本時間である。
- (4) 本業務によって知り得た情報及び個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。

11. 問い合わせ先

(一財) 神戸観光局 観光部 担当：北村・松浦

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 (三宮ビル東館 9 階)

電話：078-262-1905

Email: 北村 futoshi_kitamura@kcva.or.jp

松浦 nanako_matsuura@kcva.or.jp